

「かながわ子ども・若者支援指針」改定について

(福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課)

1 改定案の概要

(1) 改定の趣旨

青少年の育成と自立への支援を県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的として、平成 17 年 3 月に「かながわ青少年育成指針」を策定した。その後、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、名称を「かながわ青少年育成・支援指針」とし平成 22 年 12 月及び平成 28 年 3 月に改定した。

このたび、子ども・若者の生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現できるよう、神奈川県青少年問題協議会や県民等の意見を踏まえ、令和 5 年 3 月に指針を改定する。

(2) 計画の位置づけ

- ・ 県の子ども・若者施策の基本となる指針
- ・ 県民全体の理解と協力と責任の下で子ども・若者への支援を進めていくための共通の道しるべ
- ・ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県計画
- ・ 「かながわグランド・デザイン」を補完し、特定課題に対応する個別の指針

(3) 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間

(4) 対象区域

県内全市町村

(5) 指針の対象

0 歳から概ね 40 歳までの「子ども・若者」を対象

2 目標とする社会と施策の基本目標

(1) 目標とする社会

子ども・若者が主体的に生きることを支援し、自立・参加・共生を進める社会

(2) 施策の基本目標

基本目標 1 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援

基本目標 2 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実

基本目標 3 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備

3 改定のポイント

(1) 指針名称を「かながわ子ども・若者支援指針」に変更する。

指針の対象を明確にするため、「青少年」に代わり、乳幼児期からポスト青年期（40 歳未満）までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いるとともに、子ども・若者が自らをはぐくむことへの支援に重点を置く視点により、「育成・支援」から「支援」のみを用いた名称に変更する。

(2) 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実、ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援

子ども・若者を取り巻く社会環境の変化や孤独・孤立の問題が顕在化するなど、深刻さを増している状況の中、子ども・若者が自ら考え自らを守る力をはぐくむことを支援する視点や、身近に相談できる環境整備の充実・強化を図るなど、着実に相談・支援につなげるための取組を新たな視点として取り入れる。

(3) 障がい等のある子ども・若者の支援

障がいや、発達に遅れのある子ども・若者について、「ともに生きる社会かながわ憲章」及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念に基づき、誰もがその人らしく暮らすことができるよう、自立や社会参加に向けた取組を当事者の目線に立ってきめ細かく支援するため、施策の方向のひとつに位置付ける。

(4) 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

ヤングケアラーやケアリーバーが抱える悩みや相談に対応するため、きめ細かな相談支援体制の充実を図るとともに、孤立せず、安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めるため、新たに施策の方向に位置付け、支援の充実を促進する。

(5) 長引くコロナ禍や成年年齢の引下げ等に伴う社会環境の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で変化した社会環境を踏まえた地域活動を支援し、また、成年年齢の引下げに伴う、子ども・若者の被害防止等への取組の充実を図るなど、子ども・若者を取り巻く社会環境の変化への対応について、施策の展開に反映させる。

(6) 指針の進行管理

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱(内閣府)」では、大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たり、子ども・若者の生育状況等に関する各種指標として「子供・若者インデックスボード」を作成している。本指針でも、国の指標を基に、県の子ども・若者の状況を把握し、施策の実施状況とともに「神奈川県子ども・若者白書」として取りまとめ、公表する。